

加古川市介護保険住宅改修支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する書類（以下「住宅改修理由書」という。）を作成する居宅介護支援事業者等に対し、手数料を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 手数料の支給対象者は、改修工事の着工月とその翌月、着工月以前の12ヶ月間において居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者の住宅改修理由書を作成した介護支援専門員又は専門的知識を有すると認められる者が属する事業者（作成した者が事業者に属さない場合にあっては個人。以下「支給対象者」という。）とする。

2 前項に規定する専門的知識を有すると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福祉住環境コーディネーター2級以上の者
- (2) 作業療法士
- (3) 理学療法士
- (4) 地域包括支援センターの担当職員
ア 保健師その他これに準ずる者
イ 社会福祉士その他これに準ずる者

(支給対象理由書)

第3条 本事業による手数料の支給対象となる理由書は住宅改修が適正に行われ、本市の居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給決定を受けた理由書とする。

(手数料)

第4条 市長は、住宅改修理由書1件ごとに2,000円に当該理由書作成日に適用される消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額を加算した額を支給対象者に支給する。

(手数料の請求)

第5条 手数料の支給を受けようとする支給対象者は、請求書及び住宅改修支援手数料請求内訳書を市長に提出しなければならない。

(手数料の支払い)

第6条 市長は、前条による請求を受けた場合において、手数料を支払うことが適当と認めるときは、速やかに手数料を支払うものとする。

2 支払いの決定に係る通知は、その支払いをもってこれにかえるものとする。

附 則（平成26年4月1日制定）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。